

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年11月25日
【計算期間】	第 5 計算期間(自 平成23年3月1日 至 平成23年8月29日)
【ファンド名】	アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信 (以下、「当ファンド」、「ベビーファンド」または「ファンド」という場合があります。)
【発行者名】	アライアンス・バーンスタイン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ティモシー・ファブリス・ライアン
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【事務連絡者氏名】	北川 勤
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 3 号 丸の内トラストタワー本館
【電話番号】	0 3 - 5 9 6 2 - 9 1 6 5
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、マザーファンド^{*}を通じて、主としてわが国の株式に投資し、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

^{*}マザーファンドは、アライアンス・バーンスタイン・日本バリュース株マザーファンドです。

委託会社は、受託会社と合意のうえ、金1,500億円を限度として信託金を追加することができます。また、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

当ファンドの商品分類および属性区分は次のとおりです。

■商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・単位型・追加型の区分・・・追加型

一度設定された投資信託であってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用される投資信託をいいます。

・投資対象地域による区分・・・国内

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資対象資産による区分・・・株式

目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

■属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル ()	ファミリー ファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本 北米 欧州 アジア	
不動産投信	年4回	オセアニア 中南米 アフリカ 中近東(中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ
その他資産(投資信託証券(株式))	年6回(隔月)		
資産複合()	年12回(毎月)		
資産配分固定型 資産配分変更型	日々		
	その他()		

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・投資対象資産による属性区分・・・その他資産(投資信託証券(株式))

目論見書または投資信託約款において、投資信託証券を通じて、主として株式に投資する旨の記載があるものをいいます。当ファンドはマザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に株式へ投資しております。このため、商品分類表の投資対象資産(収益の源泉)は株式に、属性区分表の投資対象資産は「その他資産(投資信託証券(株式))」に分類されます。

・決算頻度による属性区分・・・年2回

目論見書または投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいいます。

・投資対象地域による属性区分・・・日本

目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

・投資形態による属性区分・・・ファミリーファンド

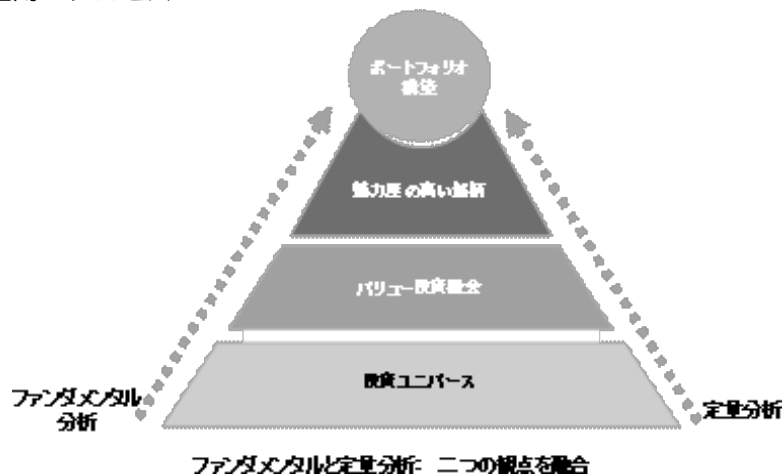
目論見書または投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいいます。

当ファンドが該当するもの以外の定義につきましては、社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

ファンドの特色

- a. マザーファンドを通じて、主としてわが国の株式に投資します。
- b. ボトムアップ・アプローチをベースとしたバリュー株式運用を行います。
 - 本来の収益力と比べ、株価が過小評価された銘柄（＝割安株）をリサーチによって抽出することが可能であるという信念のもと、企業のファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させた個別銘柄選択を付加価値の源泉としたボトムアップによるバリュー株式運用を行います。

<運用のプロセス>



（平成23年6月末現在）

- ・ TOPIX採用銘柄を中心とした投資ユニバースから計量収益モデルによる絞り込みを行い、割安な投資機会（バリュー投資機会）として抽出します。
- ・ その割安な投資機会として抽出された銘柄を中心に、ファンダメンタル・アナリストが徹底したリサーチに基づく財務予測を行います。
- ・ 全てのリサーチ結果は日本バリュー投資政策グループ^{*}のメンバーとアナリストの議論を通じて品質管理を行い、リサーチ品質が承認された銘柄のうち、株価と長期的な潜在収益力との関係から見て割安と認められる銘柄がポートフォリオの組入対象になります。
- ・ 日本バリュー投資政策グループは、ファンダメンタル・アナリストによる企業の財務予測とクオンツ・アナリストが構築した計量モデル・フレームワークを活用して、投資判断を行います。
- ・ 株式の組入れは、通常の状態では、フル・インベストメントを基本とします。

^{*}日本バリュー投資政策グループは、委託会社のメンバーに加え、バーンスタイン・バリュー株式運用部門の海外のメンバーで構成されています。

<運用体制>

- 委託会社の日本バリュー株式運用チームのファンダメンタル・アナリストによるリサーチとクオンツ・アナリストによる計量モデル・フレームワークに基づいて、日本バリュー投資政策グループが運用します。

- ・ バーンスタイン・バリュー株式運用部門^{*}の海外のアナリストとも情報および意見交換を行います。

^{*}バーンスタイン・バリュー株式運用部門はアライアンス・バーンスタインの1部門です。

- c. TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとします。
ベンチマークとは、ファンドの運用成果を判断する基準となるものです。一般にわが国の株式市場のベンチマークとしては、TOPIXが使用されています。当ファンドは、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。またベンチマークを上回る運用成果を保証するものではありません。ベンチマークは今後見直す場合があります。

- d. マザーファンドの運用の一部は、アライアンス・バーンスタインのグループ会社に委託することがあります。

●運用指図に関する権限委託：株式等の運用

国内余剰資金の運用の指図に関する権限を除きます。

委託会社が自ら当該権限を行使するときは、この限りではありません。

●委託先（投資顧問会社）

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーを中核とするアライアンス・バーンスタイン^{*1}は、総額約4,020億米ドル（平成23年9月末現在、約31.0兆円^{*2}）の資産を運用し、ニューヨークをはじめ世界23カ国45都市（平成23年9月末現在）に拠点を有しています。

*1 アライアンス・バーンスタインには、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーとその傘下の関連会社を含みます。

*2 米ドルの邦貨換算レートは1米ドル＝77.08円（平成23年9月30日のWMロイター）を用いております。

e. ファミリーファンド方式で運用を行います。

資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

平成21年1月22日 関東財務局長に有価証券届出書を提出。

平成21年2月24日 信託契約の締結、ファンドの設定日、運用開始。

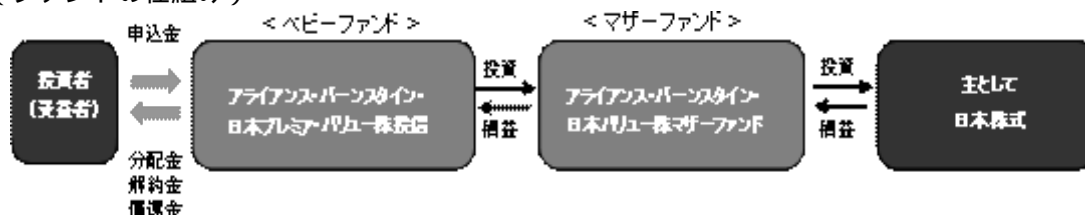
(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用します。

ファミリーファンド方式とは、受益者の資金をまとめてベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用はマザーファンドにて行うという仕組みです。

（ファンドの仕組み）

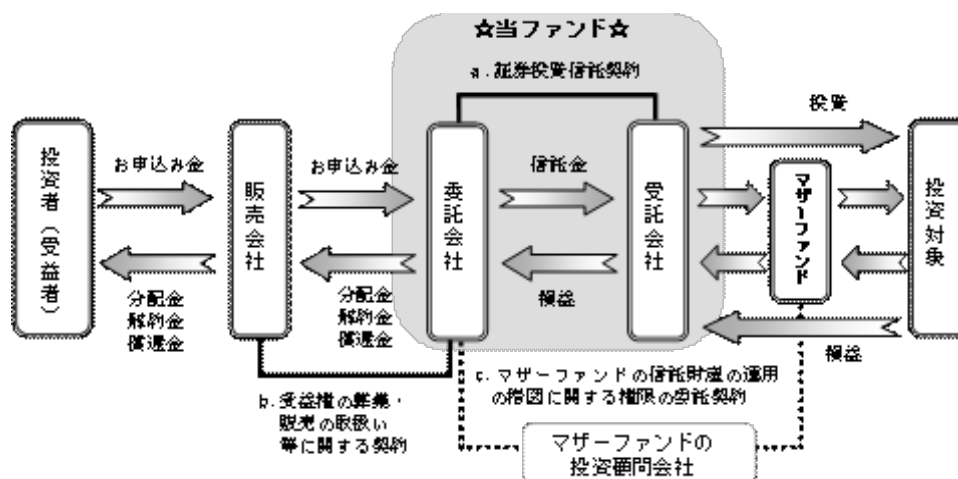


ベビーファンドがマザーファンドに投資する際のコストはかかりません。

マザーファンドの運用損益はすべてベビーファンドに還元されます。

ベビーファンドから金融商品等に直接投資する場合もあります。

新たなベビーファンドを設定し、マザーファンドに投資することがあります。



<販売会社>

・受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

<委託会社>

アライアンス・バーンスタイン株式会社

・信託財産の運用指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

<受託会社>

野村信託銀行株式会社

- ・信託財産の管理業務等を行います。

< マザーファンドの投資顧問会社 >

アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド

- ・マザーファンドの信託財産の運用の指図（除く国内余剰資金の運用の指図）を行います。ただし、委託会社が自ら運用の指図を行う場合もあります。

関係法人との契約等の概要

a．証券投資信託契約

委託会社と受託会社との間において「証券投資信託契約」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

b．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

委託会社と販売会社との間において「受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結しており、販売会社が行う受益権の募集・販売等の取扱い、収益分配金及び償還金の支払い、買取り及び一部解約の取扱い等を規定しています。

c．マザーファンドの信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

委託会社と投資顧問会社との間において締結するマザーファンドの「信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約」には、投資顧問会社の業務内容、委託会社への報告、投資顧問会社に対する報酬、契約の期間等を規定しています。

委託会社等の概況

a．資本金の額

資本金の額は130百万円です。(平成23年10月末現在)

b．委託会社の沿革

平成 8年10月28日 アライアンス・キャピタル投信株式会社 設立
平成 8年12月 3日 証券投資信託法上の委託会社としての免許取得
平成11年 5月31日 有価証券に係る投資顧問業登録
平成11年12月 9日 投資一任契約に係る業務の認可
平成12年 1月 1日 商号をアライアンス・キャピタル・アセット・マネジメント株式会社に変更
平成12年 1月 1日 有価証券投資に関する投資助言業務および投資一任契約に係る業務の営業を開始。アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク（現 アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク）東京支店より、両業務の営業を譲り受ける。
平成18年 4月 3日 商号をアライアンス・バーンスタイン株式会社に変更

c．大株主の状況

（平成23年10月末現在）

名称	住所	所有株式数	比率
アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク	アメリカ合衆国 デラウェア州 ニューキャッスル カウンティ ウィルミントン オレンジ・ストリート 1209	2,600株	100%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、長期的な信託財産の成長を図ることを目的として運用を行います。

運用態度

- a．マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。
- b．ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。
- c．株式の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。

- d．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- e．当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったとき等やむをえない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【投資対象】

主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュースタッフファンド受益証券に投資します。

投資の対象とする資産の種類

当ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- a．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - （イ）有価証券
 - （ロ）デリバティブ取引に係る権利
 - （ハ）金銭債権
 - （ニ）約束手形
- b．次に掲げる特定資産以外の資産
 - （イ）為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュースタッフファンド受益証券のほか、次の有価証券に投資することを指図します。

- a．株券または新株引受権証券
- b．国債証券
- c．地方債証券
- d．特別の法律により法人の発行する債券
- e．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下、「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
- f．特定目的会社に係る特定社債券
- g．特別の法律により設立された法人の発行する出資証券
- h．協同組織金融機関に係る優先出資証券
- i．特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券
- j．コマーシャル・ペーパー
- k．新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
- l．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- m．投資信託または外国投資信託の受益証券
- n．投資証券、投資法人債券または外国投資証券
- o．外国貸付債権信託受益証券
- p．オプションを表示する証券または証書
- q．預託証書
- r．外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s．指定金銭信託の受益証券
- t．抵当証券
- u．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
- v．外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお a．の証券または証書、l．ならびに q．の証券または証書のうち a．の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、b．から f．までの証券および l．ならびに q．の証券または証書のうち b．から f．までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、m．の証券および n．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を上記に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図する

ことができます。

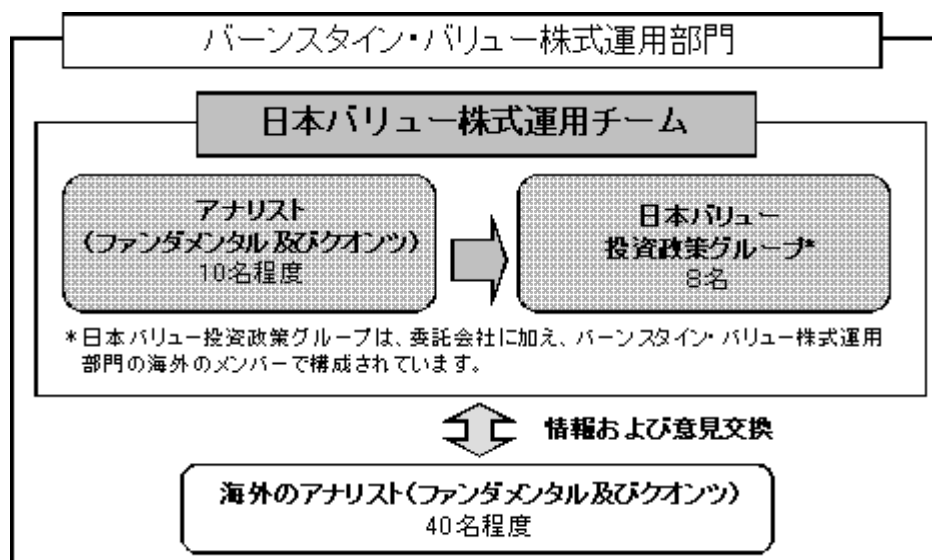
- a．預金
- b．指定金銭信託
- c．コール・ローン
- d．手形割引市場において売買される手形
- e．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f．外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

金融商品の運用指図

上記の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は信託金を、上記のa．からd．までに掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

(3)【運用体制】

委託会社の日本バリュー株式運用チームのファンダメンタル・アナリストによるリサーチとクオンツ・アナリストによる計量モデル・フレームワークに基づいて、日本バリュー投資政策グループが運用します。バーンスタイン・バリュー株式運用部門の海外のアナリストとも情報および意見交換を行います。



上記の運用体制は平成23年6月末現在のものであり、今後変更する場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として、毎年2月27日および8月27日。休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- a．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- b．分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向等を勘案して決定します。ただし、将来の収益分配金の支払いおよび金額について保証するものではなく、分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わないこともあります。
- c．留保益の運用については、特に制限を設けず、信託約款に定める「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用を行います。

収益の分配方式

- a．信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。
 - (イ) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下、「配当等収益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。
 - (ロ) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下、「売買益」といいます。）は、諸経費、諸費用および当該諸費用に係る消費税等相当額ならびに信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等相当額を控除し、

繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。

なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

b. 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払い

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日までの日からお支払いを開始します。

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合は、収益分配金は税引後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

信託約款に定める投資制限

a. 株式への投資割合

株式への実質投資割合^{*}には、制限を設けません。

^{*} 実質投資割合とは、当ファンドの信託財産に属する各資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する各資産の時価総額のうち当ファンドの信託財産に属するものとみなした額との合計額の、当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。

また、当ファンドの信託財産に属するものとみなした額とは、当ファンドの信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める各資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

b. 投資する株式等の範囲

(イ) 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第17項に規定する取引所金融商品市場ならびに金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場および当該市場を開設するものをいいます。なお、金融商品取引所を単に「取引所」という場合があり、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」という場合があります。以下同じ。）に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

(ロ) 上記(イ)の規定にかかわらず、別に定める条件に合致する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、委託会社が投資することを指図することができるものとします。

c. 新株引受権証券等への投資割合

委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

d. 投資信託証券への投資割合

委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

e. 同一銘柄の株式等への投資割合

(イ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の5%を超えることとなる投資の指図をしません。

(ハ) 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341

条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するものとみなした額との合計額が、取得時において信託財産の純資産総額の10%を超えることとなる投資の指図をしません。

f．株式以外の資産への実質的な投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

g．実質外貨建資産への投資は行いません。

h．先物取引等の運用指図

(イ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権付取引は、オプション取引に含めるものとします。（以下同じ。）

(ロ) 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

i．スワップ取引の運用指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

(ロ) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ) 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

j．金利先渡取引の運用指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

(ロ) 金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては、この限りではありません。

(ハ) 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

(ニ) 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(ホ) 本「j」に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

法令により禁止または制限される取引等

a．同一法人の発行する株式の取得制限

委託会社は、同一法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託の投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数の50%を超えることとなるときは、投資信託財産をもって当該株式を取得することはできません。

b．投資信託財産の運用として行うデリバティブ取引の制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予

約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含む。）を行い、または継続することを内容とした運用を行うことはできません。

その他信託約款に定める取引の方法と条件

a．信用取引の指図

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けるとの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

b．有価証券貸付けの指図および範囲

(イ) 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の()および()の範囲で貸付けの指図をすることができます。

() 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価金額の合計額が、信託財産で保有する株式の時価金額の合計額の50%を超えないものとします。

() 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

(ロ) 上記(イ)()および()に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

(ハ) 委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

c．一部解約の請求ならびに有価証券の売却および再投資の指図

(イ) 委託会社は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求ならびに信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(ロ) 委託会社は、上記(イ)の規定による解約代金、売却代金、有価証券に係る利子等および償還金等、株式配当金、株式の清算分配金ならびにその他の収入金を再投資することの指図をすることができます。

d．資金の借入れ

(イ) 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金の借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。

(ハ) 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支払われる日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(二) 借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

(参考) マザーファンドの投資方針等

(アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド)

基本方針

この投資信託は、長期的な信託財産の成長を図ることを目標に運用を行います。

運用方法

a．投資対象

主としてわが国の株式に投資します。

b．運用態度

(イ) 主としてわが国の株式に分散投資することにより、長期的な信託財産の成長を目指します。

(ロ) ファンダメンタル分析と定量分析の二つの観点を融合させたボトムアップによる個別銘柄選択をもとにバリュー株式運用を行います。

(ハ) 株式の組入比率は、原則として高位を保ちます。

- （二）株式以外の資産への投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- （ホ）当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市場動向等に急激な変化が生じたときまたは予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

c. 投資制限

- （イ）株式への投資割合は制限を設けません。
- （ロ）新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ハ）同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ニ）同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ホ）同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- （ヘ）投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- （ト）外貨建資産への投資は行いません。

平成23年10月末現在、アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券を投資対象とする当ファンド以外の公募のファンドはありません。

3【投資リスク】

(1) 投資リスク

投資信託である当ファンドは、主としてアライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド受益証券への投資を通じて株式など値動きのある金融商品等に投資しますので、当該マザーファンドおよび当ファンドに組入れられた金融商品等の値動きにより基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。したがって、元金が保証されているものではありません。当ファンドの運用による損益は全て投資者に帰属します。投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドが有する主なリスクは以下のとおりです。

基準価額の変動要因

株価変動リスク

一般に、株式の価格は経済・政治情勢や発行企業の業績等の影響を受け変動しますので、マザーファンドおよび当ファンドが組入れている株式の価格が変動し、損失を被るリスクがあります。

流動性リスク

市場規模が小さく、取引量が少ない場合などには、機動的に売買できない可能性があります。

信用リスク

株式や短期金融商品の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、投資資金が回収できなくなるリスクがあります。また、こうした状況が生じた場合、またそれが予想される場合には、その株式等の価格は下落し、損失を被るリスクがあります。

また、金融商品等の取引相手方に債務不履行が生じた場合等には、損失を被るリスクがあります。

他のベビーファンドの設定・解約等に伴う基準価額変動のリスク

当ファンドが投資対象とするマザーファンドを同じく投資対象としている他のベビーファンドにおいて、設定・解約や資産構成の変更等によりマザーファンドの組入金融商品等に売買が生じた場合、その売買による組入金融商品等の価格変動や売買手数料等の負担がマザーファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。これにより、マザーファンドの基準価額が下落した場合には、その影響を受け当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

インデックスの下落に伴うリスク

当ファンドは、TOPIX（東証株価指数、配当込み）をベンチマークとして運用を行います。ベンチマークとしたインデックスが下落する局面では、当ファンドのパフォーマンスも下落し、基準価額の下落につながることがあります。

一部解約による当ファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

受益者による当ファンドの一部解約請求額が追加設定額を大きく上回った場合、解約資金を手当てするために保有する金融商品等を大量に売却しなければならないことがあります。その際には、市況動向や取引量等

の状況によっては、保有する金融商品等を市場実勢から期待される価格で売却できない可能性があります。その結果、当ファンドの基準価額が大きく変動することが考えられます。

市場動向、資金動向等によっては、運用の基本方針にしたがって運用できない場合があります。

基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

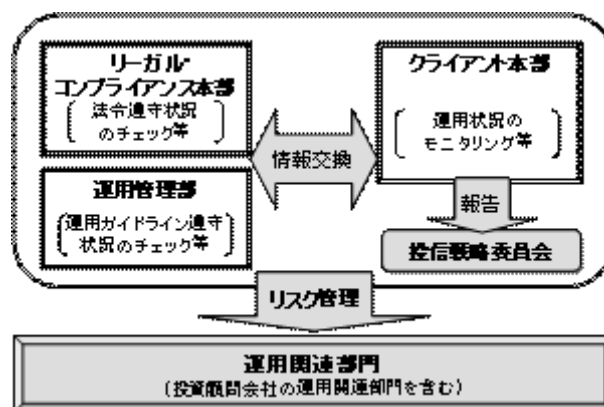
当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(2) 投資リスクの管理体制

運用関連部門においては、バーンスタイン・バリュー株式運用部門のシニア投資プロフェッショナルで構成されるリスク管理グループが定めたリスク管理のフレームワークに基づいて、日本バリュー投資政策グループが、ポートフォリオのリスク管理を行っています。

運用部門から独立した部署が運用ガイドラインの遵守状況を監視し、その結果に基づいて必要な是正勧告を行うことにより、適切な管理を行います。具体的には、リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。さらに、クライアント本部においても運用リスク（市場リスク、信用リスク、為替リスク等）があらかじめ定められた運用の基本方針、及び運用方法に即した適正範囲のものであるかをチェックしており、その結果は月次の投信戦略委員会に報告されます。

また、クライアント本部ではファンドのパフォーマンス分析も行っており、その結果は投信戦略委員会に報告され、運用状況の検証が行われます。



上記のリスク管理体制は、今後変更する場合があります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込価額（取得申込受付日の基準価額）と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%））が上限となっています。）を乗じて得た額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(2)【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料

ありません。

信託財産留保額^{*}

換金の申込みを受付けた日（以下、「換金申込受付日」といいます。）の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額とします。

^{*} 信託期間の途中で換金する場合に、基準価額から控除される額で、運用の安定性を高めるとともに長期にお持ちになる受益者との公平性を確保するために、信託財産中に留保されるものです。

(3)【信託報酬等】

信託財産の純資産総額に対して、年1.40595%（税抜年1.339%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分は、以下のとおりとします。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.6825% (税抜年0.65%)	年0.6825% (税抜年0.65%)	年0.04095% (税抜年0.039%)

マザーファンドの信託財産の運用指図に対する投資顧問会社の報酬は、上記の委託会社の受取る報酬の中から支払われます。

信託報酬および信託報酬に係る消費税等相当額は、当ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末および信託終了のときに、信託財産中から支払われます。

(4)【その他の手数料等】

その他の費用

- a. 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、信託財産中から支払われます。
- b. ファンドの組入金融商品等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相当額は信託財産中から支払われます。
- c. 信託財産において一部解約金の支払資金、再投資する収益分配金の支払資金に不足額が生じるときに資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は、信託財産中から支払われます。

マザーファンドにおいても、上記 a. および b. に記載されている費用を負担します。

その他の費用は、受益者の皆様の保有期間中その都度かかります。なお、これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。

上記に加え、以下に定める諸費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払うことができます。

- a. 信託約款の作成、印刷および監督官庁への届出等に係る費用
 - b. 有価証券届出書および有価証券報告書等の作成ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - c. 目論見書作成、印刷および交付に係る費用
 - d. 運用報告書の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - e. 受益権の管理事務に係る費用
 - f. 信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付ならびに監督官庁への届出等に係る費用
 - g. この信託契約に係る受益者に対する公告に係る費用
 - h. 信託財産の監査に係る費用
- この信託契約に係る法律顧問および税務顧問に対する報酬

上記の諸費用は、純資産総額に対して年0.10%の率を上限とする額を、係る諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮のうえ、あらかじめ委託会社が定めた範囲内で、受領する金額の上限、一定の率または一定の金額を変更することができます。かかる諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から委託会社に対して支払われます。

手数料等の合計額については、受益者の皆様が当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

個別元本について

- a. 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- b. 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- c. 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、複数の取得コースがある場合は取得コース毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

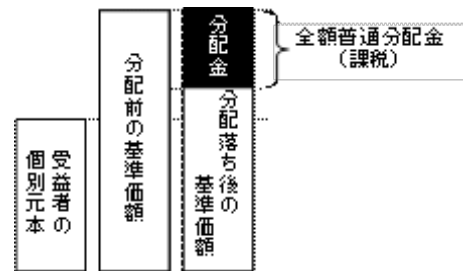
- d．特別分配金が支払われた場合、収益分配金発生時に受益者の個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の投資元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。収益分配金のうち所得税および住民税の課税の対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金については課税されません。

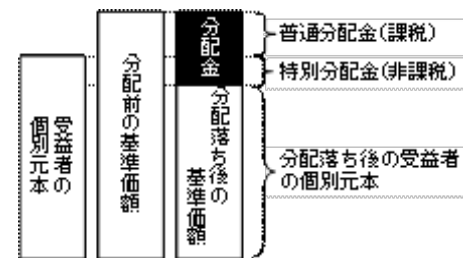
受益者が収益分配金を受取る際、

- a．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となります。



- b．収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

ただし、収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の個別元本を下回っており、かつ収益分配金



と収益分配金落ち後の基準価額を加えたものが受益者の個別元本と同額か下回っている場合には、収益分配金の全額が特別分配金となります。

個人・法人別の課税の取扱い

- a．個人の受益者に対する課税

(イ) 収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の差益の取扱い

収益分配時の普通分配金については、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告不要制度が適用されます。なお確定申告することにより、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用が可能です。）を選択することもできます。

一部解約時および償還時の価額から取得費用（申込手数料(税込)を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得等とみなされ、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}により申告分離課税が適用されます。特定口座（源泉徴収選択口座）の場合、10%（所得税7%および住民税3%）の税率^{*}で源泉徴収され、申告は不要となります。

^{*} 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間適用される税率です。平成26年1月1日以降は20%（所得税15%および住民税5%）の税率となります。

(ロ) 損益通算について

上場株式等・公募株式投資信託の譲渡損失と申告分離課税を選択した配当金・収益分配金を損益通算できます。過去3年分の譲渡損失の繰越控除も可能です。なお、その年で控除しきれない損失については、翌年以後3年間にわたり繰越控除ができます。

- b．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金（普通分配金）ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税のみ）の税率^{*}で源泉徴収されます。住民税は課せられません。

なお、原則として、益金不算入制度の適用が可能です。

^{*} 平成21年1月1日から平成25年12月31日までの期間適用される税率です。平成26年1月1日以降は15%（所得税のみ）の税率となります。

上記は平成23年10月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

「課税上の取扱い」に関する詳細については、税務の専門家にご確認ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2011年9月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	-	462,194,395	100.12
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	579,356	0.12
合計（純資産総額）	-	461,615,039	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド

2011年9月30日現在

資産の種類	国 名	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	日本	25,677,852,800	98.70
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	-	337,470,800	1.29
合計（純資産総額）	-	26,015,323,600	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

2011年9月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	種類／業種	口数	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
					口	円	円	円	円	%
1	日本	親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド	その他	371,300,125	1.2402	460,497,162	1.2448	462,194,395	100.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2011年9月30日現在

国内／外国	種類	投資比率（％）
国内	親投資信託受益証券	100.12
合計		100.12

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

【投資不動産物件】

該当事項ありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません。

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド

投資有価証券の主要銘柄

2011年9月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	業種	数量	簿価		時価		投資比率
						単価	金額	単価	金額	
						円	円	円	円	%
1	日本	株式	トヨタ自動車	輸送用機器	421,700	3,709.90	1,564,467,138	2,688.00	1,133,529,600	4.35
2	日本	株式	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	銀行業	2,465,400	448.71	1,106,257,795	354.00	872,751,600	3.35
3	日本	株式	日本電信電話	情報・通信業	211,200	3,970.72	838,616,064	3,730.00	787,776,000	3.02
4	日本	株式	日産自動車	輸送用機器	1,046,500	798.77	835,912,853	693.00	725,224,500	2.78
5	日本	株式	三菱商事	卸売業	425,400	2,200.78	936,214,782	1,592.00	677,236,800	2.60
6	日本	株式	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	272,100	3,068.18	834,852,201	2,206.00	600,252,600	2.30
7	日本	株式	日本たばこ産業	食料品	1,646	334,256.67	550,186,478	363,500.00	598,321,000	2.29
8	日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	118,100	5,512.92	651,075,852	4,710.00	556,251,000	2.13
9	日本	株式	住友ゴム工業	ゴム製品	479,800	875.57	420,098,486	998.00	478,840,400	1.84
10	日本	株式	アサヒグループホールディングス	食料品	289,600	1,574.44	455,959,130	1,649.00	477,550,400	1.83
11	日本	株式	住友電気工業	非鉄金属	515,700	1,193.50	615,487,950	917.00	472,896,900	1.81
12	日本	株式	オリックス	その他金融業	72,790	8,471.34	616,629,060	6,140.00	446,930,600	1.71
13	日本	株式	三井物産	卸売業	388,600	1,457.21	566,274,638	1,134.00	440,672,400	1.69
14	日本	株式	東芝	電気機器	1,366,000	473.75	647,144,011	320.00	437,120,000	1.68
15	日本	株式	ブリヂストン	ゴム製品	242,900	1,719.10	417,569,390	1,772.00	430,418,800	1.65
16	日本	株式	ソニー	電気機器	280,500	2,719.01	762,682,313	1,507.00	422,713,500	1.62
17	日本	株式	三菱電機	電気機器	606,000	930.54	563,911,402	695.00	421,170,000	1.61
18	日本	株式	旭硝子	ガラス・土石製品	552,000	1,112.28	613,983,397	762.00	420,624,000	1.61
19	日本	株式	ダイキン工業	機械	176,000	2,563.55	451,185,194	2,236.00	393,536,000	1.51
20	日本	株式	キヤノン	電気機器	109,000	3,940.00	429,460,000	3,550.00	386,950,000	1.48
21	日本	株式	東京瓦斯	電気・ガス業	1,046,000	362.29	378,958,899	361.00	377,606,000	1.45
22	日本	株式	シャープ	電気機器	570,000	885.00	504,450,000	656.00	373,920,000	1.43
23	日本	株式	J Xホールディングス	石油・石炭製品	828,600	547.37	453,558,479	440.00	364,584,000	1.40

24	日本	株式	電気化学工業	化学	1,223,000	431.61	527,862,145	298.00	364,454,000	1.40
25	日本	株式	大塚ホールディングス	医薬品	161,200	2,039.86	328,825,432	2,125.00	342,550,000	1.31
26	日本	株式	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	2,989,600	162.39	485,481,144	114.00	340,814,400	1.31
27	日本	株式	J S R	化学	252,700	1,738.87	439,413,840	1,346.00	340,134,200	1.30
28	日本	株式	日本特殊陶業	ガラス・土石製品	321,000	1,216.42	390,470,820	1,057.00	339,297,000	1.30
29	日本	株式	三菱瓦斯化学	化学	700,000	619.87	433,909,000	481.00	336,700,000	1.29
30	日本	株式	ファナック	電気機器	30,300	12,664.59	383,737,131	10,830.00	328,149,000	1.26

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

種類別及び業種別の投資比率

2011年9月30日現在

国内/外国	種類 / 業種	投資比率 (%)
国内	株式	98.70
	電気機器	14.87
	輸送用機器	10.42
	銀行業	8.46
	化学	8.08
	情報・通信業	6.64
	卸売業	5.18
	陸運業	4.51
	食料品	4.13
	医薬品	3.82
	非鉄金属	3.66
	ガラス・土石製品	3.61
	ゴム製品	3.49
	機械	3.04
	電気・ガス業	2.50
	不動産業	2.50
	小売業	2.39
	その他製品	1.98
	鉄鋼	1.79
	その他金融業	1.71
	石油・石炭製品	1.40
	保険業	0.80
	金属製品	0.72
	パルプ・紙	0.60
	鋁業	0.51
	建設業	0.50
	証券、商品先物取引業	0.44
	繊維製品	0.42
	精密機器	0.40
合計		98.70

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資不動産物件

該当事項はございません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はございません。

（３）【運用実績】**【純資産の推移】**

2011年9月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

計算期間	年月日	純資産総額（百万円）		1万口当たり純資産額（円）	
		（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1期計算期間末	(2009年8月27日)	1,290	1,290	14,665	14,665
第2期計算期間末	(2010年3月1日)	677	677	14,064	14,064
第3期計算期間末	(2010年8月27日)	533	533	12,961	12,961
第4期計算期間末	(2011年2月28日)	595	595	15,427	15,427
第5期計算期間末	(2011年8月29日)	438	438	12,111	12,111
2010年 9月末日		541	-	13,271	-
2010年 10月末日		512	-	13,148	-
2010年 11月末日		538	-	13,910	-
2010年 12月末日		568	-	14,471	-
2011年 1月末日		579	-	14,718	-
2011年 2月末日		595	-	15,427	-
2011年 3月末日		531	-	14,019	-
2011年 4月末日		502	-	13,809	-
2011年 5月末日		496	-	13,640	-
2011年 6月末日		494	-	13,681	-
2011年 7月末日		490	-	13,665	-
2011年 8月末日		445	-	12,302	-
2011年 9月末日		461	-	12,137	-

（注1）純資産総額は、百万円未満を切り捨てた額を記載しております。

（注2）月末日とはその月の最終営業日を指します。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たり分配金(円)
第1期計算期間（2009年2月24日～2009年8月27日）	0
第2期計算期間（2009年8月28日～2010年3月1日）	0
第3期計算期間（2010年3月2日～2010年8月27日）	0
第4期計算期間（2010年8月28日～2011年2月28日）	0
第5期計算期間（2011年3月1日～2011年8月29日）	0

【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第1期計算期間（2009年2月24日～2009年8月27日）	46.7
第2期計算期間（2009年8月28日～2010年3月1日）	4.1
第3期計算期間（2010年3月2日～2010年8月27日）	7.8
第4期計算期間（2010年8月28日～2011年2月28日）	19.0
第5期計算期間（2011年3月1日～2011年8月29日）	21.5

（注）収益率は、各計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額、以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数（小数点第二位を四捨五入）を記載しております。

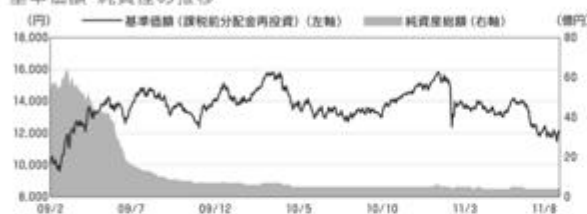
(参考情報)

運用実績

基準日：2011年9月30日現在

ファンドの運用実績

基準価額・純資産の推移



基準価額（課税前分配金再投資）は、課税前分配金を決算日の基準価額で全部再投資したとみなした価額です。税金、申込手数料などを考慮しておらず、実際の投資成果を示すものではありません。

資産構成比率

組入資産	比率(%)
マザーファンド	100.1
現金等	-0.1
合計	100.0

基準価額	12,137円
純資産総額	4.6億円

分配の推移

決算期		分配金
第1期	2009年8月	0円
第2期	2010年3月	0円
第3期	2010年8月	0円
第4期	2011年2月	0円
第5期	2011年8月	0円
	設定来累計	0円

分配金は1万口当たり課税前運用状況によっては分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主な資産の状況（マザーファンドベース）

※組入比率は、全て純資産総額に対する比率です（小数点第2位を四捨五入しています）。

組入上位10銘柄

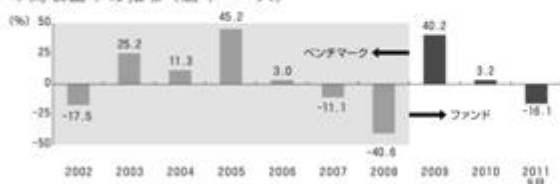
銘柄名	セクター	市場	組入比率(%)
1 トヨタ自動車	資本財	東証1部	4.4
2 三菱UFJフィナンシャル・グループ	金融	東証1部	3.4
3 日本電信電話	通信	東証1部	3.0
4 日産自動車	資本財	東証1部	2.8
5 三菱商事	素材	東証1部	2.6
6 三井住友フィナンシャルグループ	金融	東証1部	2.3
7 日本たばこ産業	生活必需品	東証1部	2.3
8 東日本旅客鉄道	運輸	東証1部	2.1
9 住友ゴム工業	資本財	東証1部	1.8
10 アサヒグループホールディングス	生活必需品	東証1部	1.8
組入上位10銘柄計			26.6

上記銘柄は、当ファンドの運用内容の説明のためのものであり、当社が推奨または取得のお申込みの勧誘を行うものではありません。セクターは、運用チーム独自の分類で表示しています。

セクター別配分

セクター	組入比率(%)
資本財	20.9
テクノロジー	17.7
素材	14.3
金融	11.4
消費財・シクリカル	6.9
通信	5.4
生活必需品	5.2
運輸	4.5
医薬	4.3
建設・住宅	3.7
公益	2.5
エネルギー	1.9
現金その他	1.3
合 計	100.0

年間収益率の推移（暦年ベース）



ファンドの収益率は、課税前分配金を再投資したとみなして算出しています。

ベンチマーク：TOPIX（東証株価指数、配当込み）

2008年以前はベンチマークの収益率を表示。2009年は償還設定日（12月24日）から年末までの収益率を表示。2011年は9月末までの収益率を表示しています。

※ 運用実績は過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ ベンチマークデータはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

※ 当ファンドの運用状況は、委託会社のホームページに掲載の月報等で開示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

(単位：口)

計算期間	設定口数	解約口数
第1期計算期間 (2009年2月24日～2009年8月27日)	5,935,263,387	5,055,545,945
第2期計算期間 (2009年8月28日～2010年3月1日)	25,163,778	422,796,794
第3期計算期間 (2010年3月2日～2010年8月27日)	23,525,320	94,251,746
第4期計算期間 (2010年8月28日～2011年2月28日)	19,133,138	44,796,182
第5期計算期間 (2011年3月1日～2011年8月29日)	9,006,011	32,259,270

(注1) 本邦外における設定、解約の実績はありません。

(注2) 第1期計算期間の設定口数は、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(1) 申込方法

原則として、毎営業日に販売会社にて取得の申込みを受付けます。

取得申込みの受付時間は、午後3時までとし、その時間を過ぎての受付は、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、その口座に取得申込みによる口数の増加の記載または記録が行われます。

(2) 取扱いコース

当ファンドは、収益分配金の受取方法の異なる2つのコースがあります。なお、当初お申込みいただいたコースの途中変更はできませんのでご注意ください。

「一般コース」 収益の分配時に収益分配金を受取るコース

「自動けいぞく投資コース」 収益分配金が税引後無手数料で再投資されるコース

自動けいぞく投資コースをお申込みの場合、当ファンドにかかる「自動けいぞく投資約款」に基づく契約を販売会社との間で結んでいただきます。

取扱うコースや自動けいぞく投資約款の名称は販売会社にご確認のうえお申込みください。

(3) 申込価額

取得申込受付日の基準価額とします。

ただし「自動けいぞく投資コース」の収益分配金は、原則、決算日の基準価額で再投資されます。

(4) 申込単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1万円以上1円単位

自動けいぞく投資コースの収益分配金の再投資は、1口以上1口単位となります。

(5) 申込手数料

申込価額と申込口数を乗じて得た金額に、販売会社が別に定める申込手数料率（3.15%（税抜3.00%）が上限となっています。）を乗じて得た額とします。

ただし、自動けいぞく投資コースにおける収益分配金は、税引後無手数料で再投資されます。

(6) 受渡方法

申込代金を、販売会社が指定する日（取得申込受付日から起算して5営業日目）までにお支払いください。

なお、取得申込受付日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定する当ファンドの口座に払い込まれます。

(7) その他留意点

委託会社は、合理的な理由から信託財産に属する資産の効率的な運用が妨げられると判断した場合、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みを取消することがあります。

なお、取得申込みの受付の中止または取消しを行う事情等によっては、収益分配金の再投資に限り受け付けることがあります。

■ 照会先 ■

アライアンス・バーンスタイン株式会社

電話番号：03 - 3240 - 8660

受付時間：営業日の午前9時～午後5時

ホームページ：<http://www.alliancebernstein.co.jp>

2【換金（解約）手続等】

(1) 換金方法

原則として、毎営業日に販売会社にて換金の申込みの受付を行います。

換金申込みの受付時間は、午後3時までとし、その時間を過ぎての受け付けは、翌営業日の取扱いとなります。

（受付時間が異なる場合がありますので、販売会社にご確認ください。）

一部解約の実行の請求にて換金するときは、振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求にて換金を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して受益者が請求するこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約による受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい振替機関等の口座において口数の減少の記載または記録が行われます。

(2) 換金価額

換金申込受付日の基準価額から、信託財産留保額を控除した価額とします。

換金価額は、販売会社にお問い合わせください。

(3) 換金単位

「一般コース」 1万口以上1万口単位

「自動けいぞく投資コース」 1円単位

(4) 換金手数料

ありません。

(5) 信託財産留保額

換金申込受付日の基準価額に0.40%の率を乗じて得た額とします。

(6) 換金代金支払日

換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。

(7) 換金の制限について

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することおよびすでに受け付けた換金の申込みの受け付けを取消すことがあります。換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受け付けたものとして、上記（2）の規定に準じて計算された価額とします。

信託財産の資産管理を円滑に行うため、1日1件当たり5億円を超える換金の申込みは行えません。この他に、1日1件当たり5億円以下の金額であっても、ファンドの残高減少、市場の流動性の状況等によっては、委託会社の判断により、一定の金額を超える換金の金額および受付時間に制限を設ける場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を計算日における受益権総口数で除した金額で、1万口当たりの価額で表示します。

基準価額は、原則として毎営業日に算出されます。基準価額は日々変動しますので、販売会社にお問い合わせください。また、日本経済新聞朝刊の「オープン基準価格」（アライアンスの欄）に「日本バリ」の略称で掲載されます。

主な資産の評価方法は以下のとおりです。

マザーファンド	計算日の基準価額で評価します。
---------	-----------------

国内株式	原則として、計算日の金融商品取引所の終値で評価します。
------	-----------------------------

(2)【保管】

受益証券の保管に関する該当事項はありません。

(3)【信託期間】

当ファンドの信託期間は、信託契約締結日（平成21年2月24日）から平成31年2月27日までです。

ただし、信託の終了日は、信託約款の定めに従い信託期間を延長することがあります。

また、下記「(5)その他 ファンドの償還条件等」の場合にはこの信託契約を解約し、信託を終了させる場合があります。

(4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎年2月28日から8月27日まで、および8月28日から翌年2月27日までとします。

ただし、計算期間の終了日が休業日に該当するときは、その翌営業日を当該計算期間の終了日とし、次の計算期間は、その翌日から開始します。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等

a. 以下の事由に該当する場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社はあらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。

（イ）信託元本が30億円を下回ったとき

（ロ）受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

b. 委託会社は、上記a.の事項について、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日及び繰上償還の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

c. 上記b.の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本c.において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、当ファンドの信託契約に係る知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

d. 上記b.の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

e. 上記b.からd.までの規定は、委託会社が繰上償還について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記b.からd.までに規定する当ファンドの繰上償還の手続きを行うことが困難なときには適用しません。

f. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

g. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「信託約款の変更等」に記載の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

h. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記「信託約款の変更等」に記載の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新

受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更等

- a．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、当ファンドの信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨および内容を監督官庁に届出ます。なお、当ファンドの信託約款は本 に掲げる方法以外の方法によって変更することができないものとし、
- b．委託会社は、上記 a．の事項（上記 a．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容及びその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- c．上記 b．の書面決議において、受益者（委託会社及び当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本 c．において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、当ファンドの信託約款に係る知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d．上記 b．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- e．上記 b．から d．までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、当ファンドの信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- f．上記の規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行うことはできません。
- g．委託会社は、監督官庁の命令に基づいて当ファンドの信託約款を変更しようとするときは、上記に掲げる方法にしたがいます。

反対者の買取請求

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手続きに関する事項は、繰上償還または重大な信託約款の変更等の手続きにおいて受益者に発せられる書面に付記します。

他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示請求を行うことはできません。

- a．他の受益者の氏名または名称および住所
- b．他の受益者が有する受益権の内容

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、毎決算時および償還時に、期間中の運用経過のほか信託財産の内容、金融商品等の売買状況、資産・負債の状況等を記載した「運用報告書」を作成し、知れている受益者に対し販売会社を通じて交付します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- a．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- b．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改等

- a．受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約

契約の有効期間は、1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに、委託会社および販売会社いずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

b. 信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約

- (イ) 契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、一方の当事者が他方の当事者に対し、契約を終了させる意思を当該時点で有効な契約期間の満了の90日前までに書面により通知しない限り、契約は1年間自動的に更新されるものとし、その後も同様とします。
- (ロ) 委託会社は、上記に拘わらず、本件信託契約がそのいずれかの規定に基づき解除された場合には、投資顧問会社に対して書面にて通知することにより直ちに契約を解除することができます。
- (ハ) いずれかの当事者が契約に違反し、かつ当該違反が是正可能なものである場合に、違反当事者が当該違反の是正を要求した書面による通知を受領後30日以内に当該違反を是正できなかった場合、違反をしていない当事者は、違反当事者に対する書面による通知をすることにより、直ちに契約を解除することができます。

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて収益分配金を請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に帰属します。

受託会社が、委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎決算日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。

収益分配金は、次の区分に従い支払われ、または再投資されます。

a. 「一般コース」の場合

毎決算日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日までの日）から、毎決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に販売会社において支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」の場合

原則として、決算日の翌営業日に税引後、無手数料で決算日の基準価額で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が、収益分配金について上記の支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は保有する受益権の口数に応じて償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了の日から起算して5営業日までの日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、販売会社において支払います。

なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社が当ファンドの償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

受益者が、信託終了による償還金について、上記の支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

(3) 一部解約請求権

受益者は自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて委託会社に対して「一般コース」については1万口以上1万口単位、また「自動けいぞく投資コース」については1口単位をもって一部解約の実行の請求をすることができるものとし、その場合振替受益権をもって行うものとします。

一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社において、受益者に支払います。

(4) 反対者の買取請求権

当ファンドの繰上償還または重大な信託約款の変更等が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るよう請求をすることができます。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内において当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求する権利を有します。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期（平成22年8月28日から平成23年2月28日まで）及び第5期（平成23年3月1日から平成23年8月29日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 (平成23年 2月28日現在)	第5期 (平成23年 8月29日現在)
資産の部		
流動資産		
親投資信託受益証券	594,274,812	438,411,350
未収入金	6,623,308	4,300,000
流動資産合計	600,898,120	442,711,350
資産合計	600,898,120	442,711,350
負債の部		
流動負債		
未払解約金	1,623,308	-
未払受託者報酬	115,765	101,965
未払委託者報酬	3,858,651	3,398,663
その他未払費用	282,626	248,932
流動負債合計	5,880,350	3,749,560
負債合計	5,880,350	3,749,560
純資産の部		
元本等		
元本	385,694,956	362,441,697
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	209,322,814	76,520,093
（分配準備積立金）	178,010,295	163,399,793
元本等合計	595,017,770	438,961,790
純資産合計	595,017,770	438,961,790
負債純資産合計	600,898,120	442,711,350

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
営業収益		
受取利息	37	3
有価証券売買等損益	100,924,731	120,253,482
営業収益合計	100,924,768	120,253,479
営業費用		
受託者報酬	115,765	101,965
委託者報酬	3,858,651	3,398,663
その他費用	282,626	248,932
営業費用合計	4,257,042	3,749,560
営業利益又は営業損失（ ）	96,667,726	124,003,039
経常利益又は経常損失（ ）	96,667,726	124,003,039
当期純利益又は当期純損失（ ）	96,667,726	124,003,039
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	4,592,167	5,982,658
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	121,820,610	209,322,814
剰余金増加額又は欠損金減少額	8,598,418	2,507,350
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	8,598,418	2,507,350
剰余金減少額又は欠損金増加額	13,171,773	17,289,690
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	13,171,773	17,289,690
分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	209,322,814	76,520,093

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
1. 運用資産の評価基準 及び評価方法	(1) 親投資信託受益証券 基準価額で評価しております。	(1) 親投資信託受益証券 同左
2. 費用・収益の計上基 準	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。	(1) 有価証券売買等損益の計上基準 同左
3. その他	当ファンドの計算期間は、当期末が休日の ため、平成22年8月28日から平成23年2月28 日までとなっております。	当ファンドの計算期間は、前期末及び当期 末が休日のため、平成23年3月1日から平成 23年8月29日までとなっております。

(貸借対照表に関する注記)

第4期 (平成23年 2月28日現在)	第5期 (平成23年 8月29日現在)
1. 計算期間の末日における受益権の総数 385,694,956口	1. 計算期間の末日における受益権の総数 362,441,697口
2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.5427円 (10,000口当たり純資産額 15,427円)	2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 1.2111円 (10,000口当たり純資産額 12,111円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
1. 分配金の計算過程 該当事項はございません。	1. 分配金の計算過程 同左

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
(1) 金融商品に対する取組方針 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」 第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規 定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商 品に対して投資として運用することを目的としておりま す。	(1) 金融商品に対する取組方針 同左
(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 当ファンドが保有する有価証券の詳細は、「(その他の 注記) 2. 売買目的有価証券」に記載しております。これ らは株価変動リスク、価格変動リスク等の市場リスク、信 用リスク及び流動性リスクにさらされております。	(2) 金融商品の内容及びその金融商品に係るリスク 同左
(3) 金融商品に係るリスク管理体制 委託会社においては、運用関連部門から独立した部門で あるクライアント本部、投信戦略委員会、リーガル・コン プライアンス本部及び運用管理部が市場リスク、信用リ スク及び流動性リスクの管理を行っております。 クライアント本部は市場リスク等が予め定められた運 用の基本方針及び運用方法に則した適正範囲のものであ るかをチェックしております。また、これらの結果は月次 の投信戦略委員会に報告され、同委員会でも運用状況の 点検等を行います。 リーガル・コンプライアンス本部は信託約款及び法令 等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守 状況をチェックしております。また、ポートフォリオに係 る個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドライン に合致しているかについては運用管理部がモニターして おります。	(3) 金融商品に係るリスク管理体制 同左

（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価には市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	（４）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 同左
--	----------------------------------

２．金融商品の時価等に関する事項

第4期 (平成23年 2月28日現在)	第5期 (平成23年 8月29日現在)
（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 貸借対照表上の金融商品は、原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	（１）貸借対照表計上額、時価及びその差額 同左
（２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	（２）時価の算定方法 親投資信託受益証券 同左 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 同左

（関連当事者との取引に関する注記）

第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
市場価格その他当該取引に係る公正な価格を勘案して一般の取引の条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はございません。	同左

（重要な後発事象に関する注記）

第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
該当事項はございません。	同左

（その他の注記）

１．元本の移動

第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
期首元本額 411,358,000円	期首元本額 385,694,956円
期中追加設定元本額 19,133,138円	期中追加設定元本額 9,006,011円
期中一部解約元本額 44,796,182円	期中一部解約元本額 32,259,270円

２．売買目的有価証券

（単位：円）

種類	第4期 (自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日)	第5期 (自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日)
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額	当計算期間の損益に 含まれた評価差額
親投資信託受益証券	95,966,788	113,444,703
合計	95,966,788	113,444,703

３．デリバティブ取引等関係

第4期（自 平成22年 8月28日 至 平成23年 2月28日）
該当事項はございません。

第5期（自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日）
該当事項はございません。

（４）【附属明細表】

第１．有価証券明細表

（１）株式（平成23年 8月29日現在）
該当事項はございません。

（２）株式以外の有価証券

（平成23年 8月29日現在）

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	アライアンス・バーンスタイン・日本バリュースタッフマザーファンド	353,101,925	438,411,350	
計	銘柄数：1	353,101,925	438,411,350	
	組入時価比率：99.9%		100.0%	
合計			438,411,350	

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

第2．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はございません。

参考

当ファンドは「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュースタッフマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は次の通りです。

1．「アライアンス・バーンスタイン・日本バリュースタッフマザーファンド」の状況

以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

(1) 貸借対照表

（単位：円）

対象年月日	（平成23年 8月29日現在）
資産の部	
流動資産	
金銭信託	780,733
コール・ローン	602,512,392
株式	25,428,965,100
未収入金	248,818,220
未収配当金	20,777,350
未収利息	825
流動資産合計	26,301,854,620
資産合計	26,301,854,620
負債の部	
流動負債	
未払金	182,922,157
未払解約金	104,288,793
流動負債合計	287,210,950
負債合計	287,210,950
純資産の部	
元本等	
元本	20,953,138,701
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	5,061,504,969
元本等合計	26,014,643,670
純資産合計	26,014,643,670
負債純資産合計	26,301,854,620

(2) 注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	（自 平成23年 3月 1日 至 平成23年 8月29日）
1．運用資産の評価基準及び評価方法	（1）株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価額のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2．費用・収益の計上基準	（1）受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 （2）有価証券売買等損益の計上基準 約定日基準で計上しております。

（その他の注記）

	（平成23年 8月29日現在）
1．元本の移動	
期首	平成23年3月1日
期首元本額	22,935,257,195 円

平成23年3月1日より平成23年8月29日までの期中追加設定元本額
 平成23年3月1日より平成23年8月29日までの期中一部解約元本額

1,293,889,055 円
 3,276,007,549 円

期末元本額

20,953,138,701 円

期末元本額の内訳 *

アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株投信 F（適格機関投資家専用）
 アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信

20,600,036,776 円
 353,101,925 円

2．平成23年8月29日における1単位当たりの純資産の額

1口当たり純資産額

1.2416 円

(10,000口当たり純資産額

12,416 円)

（注）* は当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託毎の元本額

(3) 附属明細表

第1．有価証券明細表

（1）株式

（平成23年 8月29日現在）

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本円	国際石油開発帝石	276	491,500.00	135,654,000	
	清水建設	379,000	335.00	126,965,000	
	アサヒグループホールディングス	281,600	1,571.00	442,393,600	
	味の素	152,000	897.00	136,344,000	
	日本たばこ産業	1,911	330,500.00	631,585,500	
	東レ	200,000	574.00	114,800,000	
	王子製紙	368,000	410.00	150,880,000	
	東ソー	420,000	283.00	118,860,000	
	電気化学工業	1,185,000	326.00	386,310,000	
	信越化学工業	70,300	3,810.00	267,843,000	
	エア・ウォーター	229,000	914.00	209,306,000	
	三菱瓦斯化学	700,000	530.00	371,000,000	
	J S R	252,700	1,373.00	346,957,100	
	宇部興産	913,000	237.00	216,381,000	
	花王	66,600	1,971.00	131,268,600	
	D I C	1,444,000	164.00	236,816,000	
	武田薬品工業	62,400	3,625.00	226,200,000	
	アステラス製薬	58,100	2,853.00	165,759,300	
	田辺三菱製薬	165,200	1,244.00	205,508,800	
	大塚ホールディングス	161,200	1,997.00	321,916,400	
	J Xホールディングス	742,400	467.00	346,700,800	
	ブリヂストン	242,900	1,668.00	405,157,200	
	住友ゴム工業	479,800	945.00	453,411,000	
	旭硝子	535,000	735.00	393,225,000	
	日本特殊陶業	321,000	967.00	310,407,000	
	住友金属工業	984,000	154.00	151,536,000	
	ジェイ エフ イー ホールディングス	187,900	1,715.00	322,248,500	
	三菱マテリアル	479,000	223.00	106,817,000	
	D O W Aホールディングス	373,000	452.00	168,596,000	
	古河電気工業	1,265,000	264.00	333,960,000	
	住友電気工業	515,700	1,008.00	519,825,600	
	S U M C O	258,300	947.00	244,610,100	
	小松製作所	92,600	1,988.00	184,088,800	
	クボタ	169,000	602.00	101,738,000	
	ダイキン工業	171,000	2,374.00	405,954,000	
	三菱重工業	410,000	328.00	134,480,000	
	コニカミノルタホールディングス	496,000	515.00	255,440,000	
	日立製作所	544,000	406.00	220,864,000	
	東芝	1,216,000	332.00	403,712,000	
	三菱電機	590,000	745.00	439,550,000	
	日本電気	544,000	155.00	84,320,000	
	富士通	647,000	381.00	246,507,000	
	パナソニック	306,300	796.00	243,814,800	
	シャープ	570,000	614.00	349,980,000	
	ソニー	272,500	1,637.00	446,082,500	
	ファナック	29,300	12,190.00	357,167,000	
	京セラ	27,100	7,090.00	192,139,000	
	キヤノン	118,300	3,545.00	419,373,500	
	東京エレクトロン	52,500	3,595.00	188,737,500	

	デンソー	49,400	2,392.00	118,164,800
	日産自動車	1,028,500	674.00	693,209,000
	いすゞ自動車	382,000	327.00	124,914,000
	トヨタ自動車	413,300	2,715.00	1,122,109,500
	マツダ	1,141,000	164.00	187,124,000
	本田技研工業	115,600	2,415.00	279,174,000
	ＨＯＹＡ	58,200	1,685.00	98,067,000
	バンダイナムコホールディングス	185,100	991.00	183,434,100
	任天堂	27,300	12,970.00	354,081,000
	東京電力	604,500	395.00	238,777,500
	中部電力	74,100	1,469.00	108,852,900
	関西電力	77,200	1,392.00	107,462,400
	九州電力	80,800	1,287.00	103,989,600
	東京瓦斯	1,011,000	349.00	352,839,000
	東日本旅客鉄道	121,200	4,505.00	546,006,000
	西日本旅客鉄道	46,800	3,130.00	146,484,000
	東海旅客鉄道	222	620,000.00	137,640,000
	日本通運	1,005,000	316.00	317,580,000
	野村総合研究所	103,400	1,631.00	168,645,400
	日本ユニシス	315,100	407.00	128,245,700
	日本電信電話	216,000	3,490.00	753,840,000
	KDDI	273	574,000.00	156,702,000
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	2,029	135,500.00	274,929,500
	ソフトバンク	80,900	2,543.00	205,728,700
	メディカルホールディングス	152,800	689.00	105,279,200
	伊藤忠商事	147,900	780.00	115,362,000
	三井物産	355,600	1,239.00	440,588,400
	三菱商事	399,600	1,763.00	704,494,800
	セブン＆アイ・ホールディングス	100,600	2,003.00	201,501,800
	しまむら	31,000	7,460.00	231,260,000
	イオン	141,700	944.00	133,764,800
	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	2,422,900	334.00	809,248,600
	三井住友トラスト・ホールディングス	494,000	247.00	122,018,000
	三井住友フィナンシャルグループ	266,600	2,187.00	583,054,200
	みずほフィナンシャルグループ	2,989,600	113.00	337,824,800
	大和証券グループ本社	399,000	300.00	119,700,000
	東京海上ホールディングス	99,900	2,064.00	206,193,600
	オリックス	60,270	6,760.00	407,425,200
	三井不動産	206,000	1,261.00	259,766,000
	三菱地所	175,000	1,239.00	216,825,000
	住友不動産	98,000	1,566.00	153,468,000
小計	銘柄数：90			25,428,965,100
	組入時価比率：97.7%			100.0%
合計				25,428,965,100

（注）比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各小計欄の合計金額に対する比率であります。

（２）株式以外の有価証券（平成23年 8月29日現在）
該当事項はございません。

第２．デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はございません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

	平成23年9月30日現在
資産総額	462,547,615 円
負債総額	932,576 円
純資産総額（ - ）	461,615,039 円
発行済数量	380,349,231 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2137 円

（参考）アライアンス・バーンスタイン・日本バリュー株マザーファンド

	平成23年9月30日現在
資産総額	26,472,454,126 円
負債総額	457,130,526 円
純資産総額（ - ）	26,015,323,600 円
発行済数量	20,899,391,817 口
1単位当たり純資産額（ / ）	1.2448 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換等

委託会社は、当ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 受益証券の譲渡制限の内容

受益証券の譲渡制限はありません。

(4) 受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(7) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(8) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。

(9) 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に当たって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

資本金の額は130百万円です。（平成23年10月末現在）

委託会社の発行する株式の総数は1万400株、うち発行済株式総数は2,600株です。

最近5年間における資本金の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

会社の意思決定機構

委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補充選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役最低1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が召集します。

取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

投資決定のプロセス

a．運用方針の策定

全信託財産および個別ファンドの運用の基本方針は、投信戦略委員会で審議し、決定します。

b．信託財産の運用

信託財産の運用に当たっては上記a．の基本方針に基づき、担当する運用部門が運用方針を策定し運用の指図を行います。なお、信託財産の運用の指図に関する権限（国内余剰資金の運用を除きます。）は、正当な契約を締結した投資顧問会社に委託します。

c．コンプライアンス

リーガル・コンプライアンス本部においては、信託約款及び法令等、その他個別に定めたコンプライアンス規定等の遵守状況をチェックしています。また、ポートフォリオにかかる個別銘柄の組入比率、資産配分等が運用ガイドラインに合致しているかについては運用管理部がモニターしています。

2【事業の内容及び営業の概況】

投資信託及び投資法人に関する法律に定める投資信託委託会社であるアライアンス・バーンスタイン株式会社は、証券投資信託の募集・設定を行うとともに、金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また、金融商品取引法に定める投資助言業務及び投資一任契約に係る業務を行っております。

委託会社の運用する証券投資信託は平成23年10月末現在次のとおりです（ただし、純資産総額については親投資信託を除きます。）。

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	92本	739,995百万円
追加型公社債投資信託	-	-
単位型株式投資信託	1本	30,496百万円
単位型公社債投資信託	-	-
合計	93本	770,491百万円

3【委託会社等の経理状況】

当社の財務諸表は、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しており、また第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条に基づき、同規則及び改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第14期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）及び第15期事業年度（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(1)【貸借対照表】

科 目	期 別	注記 番号	第14期 (平成22年3月31日現在)	第15期 (平成23年3月31日現在)
			金 額	金 額
(資産の部)			千円	千円
流 動 資 産				
預金			1,162,198	765,530
前払費用			154,942	152,121
未収入金		*1	4,937,378	6,709,555
未収委託者報酬			313,030	339,670
未収運用受託報酬			1,938,640	1,722,632
未収還付法人税等			-	250,088
未収消費税等			21,730	10,218
通貨オプション			935	-
繰延税金資産			204,327	181,307
その他			11,907	10,939
流 動 資 産 合 計			8,745,087	10,142,060
固 定 資 産				
有形固定資産				
建物		*2	1,030,811	915,259
器具備品		*2	343,414	306,646
有形固定資産合計			1,374,225	1,221,905
無形固定資産				
電話加入権			2,204	2,204
ソフトウェア		*3	3,823	2,156
無形固定資産合計			6,027	4,360
投資その他の資産				
投資有価証券			961,465	1,023,854
長期差入保証金			1,206,370	1,156,444
長期前払費用			86,780	75,461
繰延税金資産			280,589	293,469
投資その他の資産合計			2,535,204	2,549,228
固 定 資 産 合 計			3,915,456	3,775,493
資 産 合 計			12,660,543	13,917,553
(負債の部)				
流 動 負 債				
預り金			44,611	45,636
未払金				
未払手数料			80,888	73,286
未払委託計算費			4,256	4,813
その他未払金		*1	3,018,571	4,679,620
未払費用			375,145	418,938
未払法人税等			412,988	-
賞与引当金			144,553	113,919
役員賞与引当金			11,907	11,941
流 動 負 債 合 計			4,092,919	5,348,153
固 定 負 債				
退職給付引当金			430,701	234,497
長期未払金			-	115,993
固 定 負 債 合 計			430,701	350,490
負 債 合 計			4,523,620	5,698,643
(純資産の部)				
株 主 資 本				
資本金			130,000	130,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			7,914,716	7,960,294
利益剰余金合計			7,914,716	7,960,294
株主資本合計			8,044,716	8,090,294
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			92,207	128,616
評価・換算差額等合計			92,207	128,616
純 資 産 合 計			8,136,923	8,218,910
負 債 ・ 純 資 産 合 計			12,660,543	13,917,553

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	注記 番号	第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
		金 額	金 額
		千円	千円
営業収益	*1		
委託者報酬		2,885,186	2,595,350
運用受託報酬		4,880,564	4,399,731
その他営業収益		2,487,200	1,836,487
営業収益計		10,252,950	8,831,568
営業経費	*1		
支払手数料		1,010,035	868,461
広告宣伝費		36,968	18,666
公告費		772	772
調査費			
調査費		127,088	124,825
図書費		5,463	4,747
委託計算費		389,045	444,771
営業雑経費			
通信費		48,264	45,901
印刷費		21,585	21,472
協会費		10,783	9,317
諸会費		1,924	1,839
営業経費計		1,651,927	1,540,771
一般管理費	*1		
給料			
役員報酬		54,934	56,618
役員賞与		57,761	77,368
給料手当		1,994,265	2,237,636
賞与		987,706	900,424
交際費		17,258	24,092
旅費交通費		80,603	215,615
租税公課		52,934	55,308
不動産賃借料		1,351,674	1,241,448
退職給付費用		51,809	113,207
退職金		147,304	65,303
固定資産減価償却費		185,352	225,415
賞与引当金繰入		144,553	113,919
役員賞与引当金繰入		11,907	11,941
関係会社付替費用		828,418	931,160
諸経費		629,257	679,020
一般管理費計		6,595,735	6,948,474
営業利益		2,005,288	342,323
営業外収益			
受取配当金		2,844	2,424
受取利息		695	193
その他営業外収益		3,593	1,345
営業外収益計		7,132	3,962
営業外費用			
通貨オプション評価損		16,689	-
為替差損		275	2,308
その他営業外費用		1	4
営業外費用計		16,965	2,312
経常利益		1,995,455	343,973
特別損失	*2		
固定資産除却損		593	-
前期損益修正損	*3	-	103,196
特別損失計		593	103,196
税引前当期純利益		1,994,862	240,777
法人税、住民税及び事業税		927,337	210,037
法人税等調整額		42,976	14,838
法人税等計		884,361	195,199
当期純利益		1,110,501	45,578

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
	千円	千円
株主資本		
資本金		

	前期末残高	130,000	130,000
	当期変動額	-	-
	当期変動額合計	-	-
	当期末残高	130,000	130,000
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
	前期末残高	6,804,215	7,914,716
	当期変動額		
	当期純利益	1,110,501	45,578
	当期変動額合計	1,110,501	45,578
	当期末残高	7,914,716	7,960,294
利益剰余金合計			
	前期末残高	6,804,215	7,914,716
	当期変動額		
	当期純利益	1,110,501	45,578
	当期変動額合計	1,110,501	45,578
	当期末残高	7,914,716	7,960,294
株主資本合計			
	前期末残高	6,934,215	8,044,716
	当期変動額		
	当期純利益	1,110,501	45,578
	当期変動額合計	1,110,501	45,578
	当期末残高	8,044,716	8,090,294
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
	前期末残高	-	92,207
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,207	36,409
	当期変動額合計	92,207	36,409
	当期末残高	92,207	128,616
評価・換算差額等合計			
	前期末残高	-	92,207
	当期変動額		
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,207	36,409
	当期変動額合計	92,207	36,409
	当期末残高	92,207	128,616
純資産合計			
	前期末残高	6,934,215	8,136,923
	当期変動額		
	当期純利益	1,110,501	45,578
	株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	92,207	36,409
	当期変動額合計	1,202,708	81,987
	当期末残高	8,136,923	8,218,910

重要な会計方針

期 別	第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
項 目		
1 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券(時価のあるもの) 決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。	その他有価証券(時価のあるもの) 同 左
2 デリバティブ等の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法	デリバティブ 同 左
3 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、主な耐用年数は下記のとおりであります。 建物 10年 器具備品 3 ～ 8年 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 定額法により償却しております。なお、ソフトウェア(自社利用)については、社内における見込利用可能期間(5年)による定額法を採用しております。	(1)有形固定資産(リース資産を除く) 同 左 (2)無形固定資産(リース資産を除く) 同 左

	(3)リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(3)リース資産 同 左
4 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不可能見込額を計上しております。なお、当期の計上額はありません。 (2)賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担分を計上しております。 (3)役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。 (4)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当期末において発生していると認められる額を計上しております。	(1)貸倒引当金 同 左 (2)賞与引当金 同 左 (3)役員賞与引当金 同 左 (4)退職給付引当金 同 左 （追加情報） 確定拠出年金法の施行に伴い、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行し、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）を適用しております。 本移行に伴う損益に与える影響額は、ございません。
5 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式を採用しております。	消費税等の会計処理 同 左

会計処理方法の変更

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
（リース取引に関する会計基準） 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成19年3月30日改正））が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。なお、個々のリース資産に重要性が乏しいと認められる場合は、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はありません。 （資産除去債務に関する会計基準）	

「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）が平成22年3月31日以前に開始する事業年度から適用できることになったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用しております。

これにより、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ41,040千円減少しております。

表示方法の変更

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
(貸借対照表) 前事業年度において「未収投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「未収運用受託報酬」として計上しております。	
(損益計算書) 前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度より「運用受託報酬」として計上しております。	

注記事項

（貸借対照表関係）

第14期 (平成22年3月31日 現在)	第15期 (平成23年3月31日 現在)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
未収入金 4,934,878 千円 その他未払金 2,953,793 千円	未収入金 6,706,749 千円 その他未払金 4,516,165 千円
*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。	*2 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。
建物 124,710 千円 器具備品 146,918 千円	建物 240,262 千円 器具備品 208,454 千円
*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。	*3 無形固定資産の償却累計額は以下のとおりであります。
ソフトウェア 8,286 千円	ソフトウェア 10,688 千円

（損益計算書関係）

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。	*1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。
その他営業収益 2,414,487 千円 関係会社付替費用 828,418 千円	その他営業収益 1,774,086 千円 関係会社付替費用 931,160 千円
*2 固定資産除却損は、以下のとおりであります。 器具備品 593 千円	
	*3 特別損失は、過年度に計上したその他収益、関係会社付替費用の調整額によるもの103,196千円であります。

（株主資本等変動計算書関係）

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）

普通株式	2,600	-	-	2,600
------	-------	---	---	-------

第15期
(自平成22年4月 1日
至平成23年3月31日)

発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	2,600	-	-	2,600

(リース取引関係)

第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)																																
1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 主としてコピー機（器具備品）であります。 (2) リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「3 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた方法によっており、その内容は以下のとおりであります。 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <th>器具備品</th><th>合 計</th></tr> <tr> <td>取得価額 相当額 減価償却 累計額 相当額 期末残高 相当額</td><td>千円 千円</td></tr> <tr> <td>6,603 5,705 898</td><td>6,603 5,705 898</td></tr> </table> なお、取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 <table> <tr> <th>未経過リース料期末残高相当額</th><th></th></tr> <tr> <td>1年以内 1年超 合計</td><td>898 千円 - 千円 898 千円</td></tr> </table> なお、未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。 <table> <tr> <th>支払リース料及び減価償却費相当額</th><th></th></tr> <tr> <td>支払リース料 減価償却相当額</td><td>1,583千円 1,583千円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2. オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内 1年超 合計</td><td>1,209,802 千円 3,226,138 千円 4,435,940 千円</td></tr> </table>	器具備品	合 計	取得価額 相当額 減価償却 累計額 相当額 期末残高 相当額	千円 千円	6,603 5,705 898	6,603 5,705 898	未経過リース料期末残高相当額		1年以内 1年超 合計	898 千円 - 千円 898 千円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料 減価償却相当額	1,583千円 1,583千円	1年以内 1年超 合計	1,209,802 千円 3,226,138 千円 4,435,940 千円	1. ファイナンス・リース取引（借主側） 所有権移転外ファイナンス・リース取引 (1) リース資産の内容 同左 (2) リース資産の減価償却の方法 同左 リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額 <table> <tr> <th>器具備品</th><th>合 計</th></tr> <tr> <td>取得価額 相当額 減価償却 累計額 相当額 期末残高 相当額</td><td>千円 千円</td></tr> <tr> <td>6,603 6,603 -</td><td>6,603 6,603 -</td></tr> </table> 同左 <table> <tr> <th>未経過リース料期末残高相当額</th><th></th></tr> <tr> <td>1年以内 1年超 合計</td><td>- 千円 - 千円 - 千円</td></tr> </table> 同左 <table> <tr> <th>支払リース料及び減価償却費相当額</th><th></th></tr> <tr> <td>支払リース料 減価償却相当額</td><td>898 千円 898 千円</td></tr> </table> 減価償却費相当額の算定方法 同左 2. オペレーティング・リース取引（借主側） オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 <table> <tr> <td>1年以内 1年超 合計</td><td>1,209,802 千円 2,016,336 千円 3,226,138 千円</td></tr> </table>	器具備品	合 計	取得価額 相当額 減価償却 累計額 相当額 期末残高 相当額	千円 千円	6,603 6,603 -	6,603 6,603 -	未経過リース料期末残高相当額		1年以内 1年超 合計	- 千円 - 千円 - 千円	支払リース料及び減価償却費相当額		支払リース料 減価償却相当額	898 千円 898 千円	1年以内 1年超 合計	1,209,802 千円 2,016,336 千円 3,226,138 千円
器具備品	合 計																																
取得価額 相当額 減価償却 累計額 相当額 期末残高 相当額	千円 千円																																
6,603 5,705 898	6,603 5,705 898																																
未経過リース料期末残高相当額																																	
1年以内 1年超 合計	898 千円 - 千円 898 千円																																
支払リース料及び減価償却費相当額																																	
支払リース料 減価償却相当額	1,583千円 1,583千円																																
1年以内 1年超 合計	1,209,802 千円 3,226,138 千円 4,435,940 千円																																
器具備品	合 計																																
取得価額 相当額 減価償却 累計額 相当額 期末残高 相当額	千円 千円																																
6,603 6,603 -	6,603 6,603 -																																
未経過リース料期末残高相当額																																	
1年以内 1年超 合計	- 千円 - 千円 - 千円																																
支払リース料及び減価償却費相当額																																	
支払リース料 減価償却相当額	898 千円 898 千円																																
1年以内 1年超 合計	1,209,802 千円 2,016,336 千円 3,226,138 千円																																

(資産除去債務関係)

第14期 (自平成21年4月 1日)	第15期 (自平成22年4月 1日)
-----------------------	-----------------------

至平成22年3月31日)	至平成23年3月31日)
当社は、建物等の賃借契約において、建物所有者との間で定期建物賃貸借契約書を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、法令及び契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。 資産除去債務の見積りにあたり、使用見込期間は賃貸借期間である10年間としております。なお、当該賃貸借契約に関連する差入敷金が計上されているため、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。	同 左

（金融商品関係）

第14期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引は営業債権に係る為替変動リスクの軽減を目的として、通貨オプション取引を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

（3）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、注記事項「デリバティブ取引関係」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第14期（平成22年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	1,162,198	1,162,198	-
未収入金	4,937,378	4,937,378	-
未収委託者報酬	313,030	313,030	-
未収運用受託報酬	1,938,640	1,938,640	-
投資有価証券	961,465	961,465	-
長期差入保証金（*1）	850,831	629,941	220,890
資産計	10,163,542	9,942,652	220,890
未払手数料	80,888	80,888	-
その他未払金	3,018,571	3,018,571	-
未払法人税等	412,988	412,988	-
負債計	3,512,447	3,512,447	-
デリバティブ取引	935	935	-

（＊１）貸借対照表価額との差額は、敷金が返還されない部分に関する未償却額です。

（注１）金融商品時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

（１）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等

これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（２）投資有価証券及びデリバティブ取引

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。デリバティブ取引は、「デリバティブ取引関係」をご参照下さい。

（３）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注２）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	1,162,198	-	-	-	-	-
未収入金	4,937,378	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	313,030	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,938,640	-	-	-	-	-
合計	8,351,246	-	-	-	-	-

（追加情報）

当事業年度から「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

（１）金融商品の内容及び金融商品に対する取組方針

当社は、主として投資信託委託会社としての業務、投資一任業務及び投資助言・代理業を行っており、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料及び未払金はこれらの業務にかかる債権債務であります。また投資有価証券は、当社が設定する証券投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。ただし、資金運用は短期的な預金等に限定して行っております。

差入保証金は、建物所有者との間で締結している定期建物賃貸借契約に基づいて発生している差入敷金であります。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

（２）金融商品のリスク及びそのリスク管理体制

預金は取引先金融機関の信用リスクに晒されておりますが、当社が預金を預け入れる金融機関の選定に際しては、取引先の財政状態及び経営成績を考慮して決定しており、格付けの高い銀行に限定して取引を行っております。

営業債権である未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬は、運用資産を複数の信託銀行に分散して委託しており、信託銀行は受託資産を自己勘定と分別して保管しているため、これら営業債権が信用リスクに晒されることは限定的と考えております。未収入金は、主として親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーへの営業債権であるため、信用リスクはほとんど無いものと考えております。営業債務である未払手数料は、そのほとんどが半年以内の支払期日です。

投資有価証券は、証券投資信託が株式及び公社債等に投資しているため、市場リスク及び為替変動リスクに晒されておりますが、経理部が経理規程に従い月次で投資有価証券の時価を算出、評価損益の把握及び測定を行うことにより時価変動のモニタリングを行っております。

差入保証金は、信用リスクに晒されておりますが、経理部が主要な取引先の財務状況を定期的にモニタリングしております。

デリバティブ取引は営業債権に係る為替変動リスクの軽減を目的として、通貨オプション取引を行っております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

（３）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額

第15期（平成23年3月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
--	----------	----	----

預金	765,530	765,530	-
未収入金	6,709,555	6,709,555	-
未収委託者報酬	339,670	339,670	-
未収運用受託報酬	1,722,632	1,722,632	-
未収還付法人税等	250,088	250,088	-
投資有価証券	1,023,854	1,023,854	-
長期差入保証金	1,156,444	957,256	199,188
資産計	11,967,773	11,768,585	199,188
未払手数料	73,286	73,286	-
その他未払金	4,679,620	4,679,620	-
負債計	4,752,906	4,752,906	-

（注1）金融商品時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）預金、未収入金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収還付法人税等、未払手数料、その他未払金
これらの金融商品については、短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額によっております。

（2）投資有価証券

投資有価証券については、証券投資信託の基準価額によっております。

（3）長期差入保証金

時価については、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

（注2）金銭債権の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	765,530	-	-	-	-	-
未収入金	6,709,555	-	-	-	-	-
未収委託者報酬	339,670	-	-	-	-	-
未収運用受託報酬	1,722,632	-	-	-	-	-
未収還付法人税等	250,088	-	-	-	-	-
合計	9,787,475	-	-	-	-	-

（有価証券関係）

第14期（平成22年3月31日現在）

1. その他有価証券

（単位：千円）

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	961,465	806,000	155,465
	小計	961,465	806,000	155,465
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		961,465	806,000	155,465

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（単位：千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	1,999	-	1
合計	1,999	-	1

第15期（平成23年3月31日現在）

1. その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	1,023,854	807,000	216,854
	小計	1,023,854	807,000	216,854
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1)株式	-	-	-
	(2)債券	-	-	-
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	-	-	-
	その他	-	-	-
	(3)その他	-	-	-
	小計	-	-	-
合計		1,023,854	807,000	216,854

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

(単位：千円)

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
(1)株式	-	-	-
(2)債券	-	-	-
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3)その他	996	-	4
合計	996	-	4

(デリバティブ取引関係)

第14期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(通貨関連)

(単位:千円)

区分	取引の種類	第14期（平成22年3月31日）			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引 以外の取引	通貨オプション取引 売建 プット 米ドル	2,295,000 (17,624)	-	935	16,689
合計		2,295,000 (17,624)	-	935	16,689

(注) 1. 時価の算定方法 取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

2. 契約額等の欄の()の金額は通貨オプション取引のオプション料です。

第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

該当事項はありません。

(退職給付関係)

第14期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第15期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1. 採用している退職金制度の概要 退職一時金制度を採用しております。		1. 採用している退職金制度の概要 当社は確定拠出年金制度と退職一時金制度を設けております。また、当社は、平成22年7月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しております。当事業年度末時点における確定拠出年金制度への移行に伴う未払額175,637千円は、未払金、長期未払金に計上しております。	
2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金	430,701千円	2. 退職給付債務に関する事項 退職給付債務及び退職給付引当金	234,497千円
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用	51,809千円	3. 退職給付費用に関する事項 簡便法による退職給付費用 確定拠出年金への掛金支払額 退職給付費用	85,029千円 28,178千円 113,207千円

(ストック・オプション等関係)

第14期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		第15期 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)	
1. スtock・オプション等の内容 当社は、親会社であるアライアンス・バーンスタイン・エル・ビーの株式報酬プランに基づき当社の役員等が受領する株式報酬に係る費用を負担しております。		1. スtock・オプション等の内容 同左	
2. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料	18,037千円	2. スtock・オプション等に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 給料	17,958千円

（税効果会計関係）

第14期 （平成22年3月31日現在）	第15期 （平成23年3月31日現在）
1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払事業税否認 34,158 未払費用否認 106,785 賞与引当金損金算入限度超過額 58,819 貯蔵品 4,565 固定資産 減価償却超過額 39,597 退職給付引当金損金算入限度超過額 175,993 一括償却資産損金算入限度超過額 601 未払費用否認 77,885 親会社株式報酬制度負担額 31,681 原状回復費用否認 18,091 繰延税金資産小計 548,175 評価性引当額 - 繰延税金資産計 548,175 繰延税金負債 固定負債 その他有価証券評価差額金 63,259 繰延税金負債計 63,259 繰延税金資産の純額 484,916	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳 繰延税金資産 千円 流動資産 未払費用否認 141,022 賞与引当金損金算入限度超過額 51,213 貯蔵品 3,765 固定資産 減価償却超過額 73,765 退職給付引当金損金算入限度超過額 166,884 一括償却資産損金算入限度超過額 278 未払費用否認 67,726 親会社株式報酬制度負担額 38,264 原状回復費用否認 34,790 繰延税金資産小計 577,707 評価性引当額 - 繰延税金資産計 577,707 繰延税金負債 流動負債 未収還付事業税益金不算入 14,694 固定負債 その他有価証券評価差額金 88,238 繰延税金負債計 102,932 繰延税金資産の純額 474,775
2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整） 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 3.6 その他 0.0 税効果会計適用後の法人税等の負担率 44.3 %	2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳 法定実効税率 40.7 % （調整） 交際費・役員賞与等永久に損金に算入されない項目 40.6 その他 0.2 税効果会計適用後の法人税等の負担率 81.1 %

（関連当事者情報）

第14期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ビー	アメリカ合衆国ニューヨーク州ニューヨーク市	4,899,272千米ドル	投資顧問業	（被所有）間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	2,414,487	未収入金	4,932,606
							諸経費の支払	828,418	その他未払金	2,953,130

（注）1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・ルクセンブルグ・エス・エイ	ルクセンブルグ大公国	3,300千ユーロ	証券業	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	2,272	未収入金	2,272
親会社の 子会社	アライアンス・バーンスタイン・香港リミテッド	中国香港	80,000千香港ドル	投資顧問業	無し	出向者の派遣	費用の立替払	13,637	未収入金	-

（注）1. 上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 ニューヨーク市	4,951,818 千米ドル	投資顧問業	（被所有） 間接100.0	当社設定・運用商品の運用を再委託	その他営業収益	1,774,086	未収入金	6,695,025
							諸経費の支払	931,160	その他未払金	4,514,293

（注）1．上記金額は全て非課税取引のため、取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 2．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記親会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	住所	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アライアンス・バーンスタイン・ルクセンブルグ・エス・エイ・アール・エル	ルクセンブルグ 大公国	3,300 千ユーロ	証券業	無し	投信商品に関する顧問業務	費用の立替払	30,794	未収入金	11,518

（注）1．取引金額及び期末残高ともに消費税等が含まれておりません。
 2．取引条件及び取引条件の決定方針等
 上記兄弟会社との取引については、市場価格を参考に決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インク（非上場）
 アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー（非上場）
 アクサ（ユーロネクスト証券取引所に上場）

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

当社の報告セグメントは投信投資顧問業の一つであるため、記載を省略しております。

〔関連情報〕

第15期（自平成22年4月1日 至平成23年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	委託者報酬	運用受託報酬	その他営業収益	合計
外部顧客への売上高	2,595,350	4,399,731	1,836,487	8,831,568

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

（単位：千円）

日本	米国	アイルランド	合計
7,037,269	1,826,870	20,212	8,884,351

（注）売上高は顧客の所在を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	1,774,086	投信投資顧問業

（追加情報）

当事業年度より「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

（1株当たり情報）

項 目	第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
1株当たり純資産額	3,129,585円 59 銭	3,161,119円 33 銭
1株当たり当期純利益	427,115 円 67 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	17,529 円 96 銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下の通りであります。

項 目	第14期 (自平成21年4月 1日 至平成22年3月31日)	第15期 (自平成22年4月 1日 至平成23年3月31日)
当期純利益（千円）	1,110,501	45,578
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	1,110,501	45,578
期中平均株式数	2,600	2,600

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の利用の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更等

該当事項はありません。

また、事業譲渡または事業譲受、出資の状況、その他の重要事項はありません。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】****(1) 受託会社**

名 称：野村信託銀行株式会社

資本金の額：30,000百万円（平成23年3月末現在）

事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称：野村證券株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成23年9月末現在）

事業の内容：金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 投資顧問会社

（参考情報）マザーファンドの投資顧問会社

名 称	資本金の額 （平成22年12月末現在）	事業の内容
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	43億68百万米ドル（約3,560億円） 米ドルの邦貨換算レートは、1米ドル＝81.49円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	投資顧問会社として、有価証券に関する投資一任業務、投資助言業務およびその他付帯する業務を営んでいます。
アライアンス・バーンスタイン・リミテッド	19百万英ポンド（約24億円） 英ポンドの邦貨換算レートは、1英ポンド＝126.48円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド	9百万オーストラリアドル（約8億円） オーストラリアドルの邦貨換算レートは、1オーストラリアドル＝83.13円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	
アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッド	80百万香港ドル（約8億円） 香港ドルの邦貨換算レートは、1香港ドル＝10.47円（平成22年12月30日の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値）によります。	

2【関係業務の概要】**(1) 受託会社の業務**

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算等を行います。

(2) 販売会社の業務

当ファンドの取扱販売会社として、受益権の募集・販売の取扱い、一部解約の請求の受付け、収益分配金の再投資ならびに収益分配金、償還金、一部解約金の支払いの取扱い等を行います。

(3) 投資顧問会社の業務

マザーファンドの投資顧問会社として、委託会社との信託財産の運用の指図に関する権限の委託契約に基づき、信託財産の運用の指図（国内余剰金の運用の指図を除きます。）を行います。

3【資本関係】

アライアンス・バーンスタイン・ジャパン・インクは委託会社の全株を保有し、同社および、アライアンス・バーンスタイン・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・オーストラリア・リミテッド、アライアンス・バーンスタイン・香港・リミテッドは、アライアンス・バーンスタイン・エル・ピーの実質的な子会社です。

第3【参考情報】

計算期間中に提出した書類及び提出年月日

平成23年5月26日 有価証券報告書

平成23年5月26日 有価証券届出書

独立監査人の監査報告書

平成23年10月31日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信の平成23年3月1日から平成23年8月29日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信の平成23年8月29日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(当期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月20日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 真 美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第15期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年 4 月28日

アライアンス・バーンスタイン株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫻井 雄一郎
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	宮田 八郎

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信の平成22年8月28日から平成23年2月28日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン・日本プレミア・バリュー株投信の平成23年2月28日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アライアンス・バーンスタイン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は、当社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

[委託会社の監査報告書\(前期\)へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6 月21日

アライアンス・バーンスタイン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 加 藤 真 美
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアライアンス・バーンスタイン株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第14期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライアンス・バーンスタイン株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。